

2017年11月30日

特許庁総務部御中

「中小企業向け知財支援」に関する意見・要望書

一般社団法人 産業人知的財産協議会
代表理事 中村 公一
理事(会長) 檉尾 信祐
理事(弁理士) 西野 卓嗣



平素より、一般社団法人 産業人知的財産協議会 (IPAI) の活動にご理解とご支援を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、特許庁におかれましては、知財権利化費用軽減や、(独)工業所有権情報・研修館、知財総合支援窓口による中小企業支援施策などを実施いただいておりますが、知財を有効に活用している中小企業は全企業のごく一部で、事業における知財の重要性を認識していない企業や知財相談先が判らない企業も大変多いのが現状かと思えます。

そうした中で、我々 IPAI は、2014 年 4 月に、大手企業が中心となって活動しておられる知的財産団体の中小企業版を目指して設立しましたが、認知度もまだまだ低く、会費無料のお試し正会員を含めて、現時点で 378 社(個人参加を含む)程度と、当面目標としております正会員 1000 社には遠い道のりです。

この様な弱小の産業人の知財団体ではございますが、僭越ながら、IPAI の主たる正会員対象となる産業人(中小企業)への特許庁からの「中小企業向け知財支援」に関する意見・要望を提出させていただきますので、ご検討の程をよろしくお願い申し上げます。

----- 記 -----

1. 「中小ベンチャー企業・小規模企業等」産業競争力強化法第 75 条の軽減措置は平成 30 年 3 月までと期限が迫っていますが、この期限の廃止をぜひお願い申し上げます。中小企業にとって、この軽減措置は知財強化活動の大きな励みとなっております。

2. 各都道府県に設置された知財総合支援窓口について全面的に見直していただきたい。いちいち各都道府県に 1 箇所か 2 箇所しか無い知財総合支援窓口にあらかじめ電話予約をした上で、直接出向かなければ 30 分制限の支援を受けられないと言うのは、時代遅れではないでしょうか？ 相談依頼が無く相談員が待機しておられるような時間帯も、全国規模で集計したら大きな数字になるのではないかと推測致します。

(1) 産業人にとっては、時間も貴重な経営資源です。インターネット知財相談窓口を設置していただければ、365 日 24 時間いつでも、移動中でも帰宅後でも全国どこからでも、知財相談を依頼可能となります。最新の IT 技術を活用して、セキュアな環境でのネット相談対応をぜひ実現していただきたい。

(2)相談窓口対応側も、インターネット応答であれば、何も人件費や家賃が高い都会に窓口を設置する必要は無いはずで、ネットインフラが整っていれば田舎でも全く問題ないかと思えます。ネット対応であればリアルタイムに対応する必要は無く、業務負荷を平準化でき、全国規模で考えれば大幅に人員削減可能なはずで、相談内容レベル・分野に応じた適切な人材を効率よく配置すれば済み、税金は更に有効に活用可能になると考えます。

(3)相談メール内容は容易に分析可能で、よくある簡単な質問についてはAIを活用し、ロボットによる回答も実現できるようになると考え、人が対応する知財相談は、より高度な相談内容に、より充実した支援に充てることが可能となります。

3. 「INPIT-KANSAI」の活用の仕方がわかりにくいです。

(1)知的財産でビジネス成長を後押しするとの大々的なふれこみで「INPIT-KANSAI」を開設されましたが、特に中小企業支援関係での活用の仕方が、知財総合支援窓口とのすみ分けに於いて、わかりにくいです。

(2)活用の仕方を、事例を交えて、もっとPRしていただければありがたいです。

4. 「知的財産権活用企業事例」より「知的財産権事件事例」の方が重要では？

会社経営者が知財の重要性を認識したきっかけを聞くと、他社から知財権侵害催告を受け、多大な賠償金を支払わされたときとの回答を多く聞きます。

(1)特許庁発行の「知的財産権活用企業事例集」は、自社技術を紹介された企業が、自社PRの為には有用だと思いますが、知財教育のテキストとしては使い難い様に感じます。

(2)中小企業への知財教育には、知財事件といった失敗事例が大変有効で、関心も持ってもらいやすいです。なかなか難しいかとも思いますが、「知的財産権事件事例集」をぜひ提供願いたいです。

以上